

# 平成28年第2回上峰町議会定例会会議録

平成28年6月3日（金曜日） 本会議6日  
会期 8日間  
平成28年6月10日（金曜日） 休会2日

平成28年6月3日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 碓 勝征
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 松 井 佳奈江 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 住 民 課 長 福 島 敬 彦 農 業 委 員 会 事 務 局 長 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主査 江 崎 智 恵

議事日程 平成28年6月3日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 町長の施政方針  
日程第4 諸般の報告  
平成27年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書  
日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第27号～議案第33号)

午前9時30分 開会

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。本日は平成28年第2回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（碓 勝征君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番漆原悦子君及び6番井上正宣君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（碓 勝征君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月10日までの8日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（碓 勝征君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成28年第2回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り心から御礼申し上げます。

4月14日に発生しました「平成28年熊本地震」により、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地におきまして、救護や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、皆様の安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

本町においては九州・山口9県災害時応援協定により佐賀県が被災地支援を行っております熊本県阿蘇郡西原村へ県からの派遣依頼により5月2日より職員派遣を行っております。

それでは、早速各課順に行政報告をいたします。まず、総務課でございます。

#### 総務課

人事につきまして、今年度は6名の採用を行いました。採用予定人員を下回ったため、平成28年度前期上峰町職員採用の募集を行っております。

消防関係では、4月10日に上峰町消防団入退団式を挙行いたしました。今年度の退団者は6名で、新入団員11名の任命を行いました。何かと御多用のところ、議員、消防委員、区長初め多くの御来賓の皆様に御臨席を賜り盛大に挙行できましたことに厚く御礼申し上げます。5月15日には、消防団の技能向上のための教養訓練を行いました。

また、昨年度の第1部格納庫移転新築工事の完成に伴い、その周辺整備として駐車場の舗装工事を発注いたしました。

水防関係では、5月23日に目達原駐屯地、佐賀地方气象台、国土交通省武雄河川事務所、鳥栖警察署、東部土木事務所、鳥栖三養基地区消防事務組合西消防署など、関係機関に御参加いただきまして水防パトロールを実施し、町内危険箇所の意見交換会及び現地踏査を行い、現状の把握と情報の共有を図りました。

防災関係では、4月14日に発生しました「平成28年熊本地震」による被災地支援のため西原村へ5月2日より職員派遣を行っております。本町においても4月14日の前震時に震度4、4月16日の本震には震度5強が観測され、災害情報連絡室から災害警戒本部に活動体制を上げ、災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整（県、消防、自衛隊等）を行いました。また、各部消防団のおたっしや館への自主避難の呼びかけにより自主避難者は最大で26世帯、46名を数えました。

防災行政無線につきましては、4月の区長定例会にて各地区に設けます屋外拡声子局設置工事の説明を行い、現在各地区で工事に入っております。

交通安全関係では、小・中学校の新年度登校日に合わせて4月6日から13日の間、町内5カ所で交通指導員による街頭指導が行われました。また、交通教室が中学校において18日、小学校では25日に実施されました。

5月9日佐賀城本丸歴史館において、県政功労者知事表彰式が挙行され重藤弘行様と箴島豊様が表彰を受けられました。

重藤様は、平成5年度の上峰町の郷土資料館の開館や、国指定天然記念物「八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林」の保存活用に尽力され、上峰町の文化財保護行政に多大な功績を残されました。

また、箴島様は、上峰町交通指導員として36年間、子供たちの交通安全意識の向上・啓発に尽力され、さらには上峰町交通安全協会会長を11年間務められ、町内の道路危険箇所点検や交通安全街頭キャンペーンに参加など、地域全体の交通安全に多大な功績を残されました。

#### まち・ひと・しごと創生室

##### 1. 広報企画係

鎮西山については、地元地区より、木に取り巻くカズラ、枯れ枝、側溝に枯れ葉が詰まる等の指摘を受けていましたので、今年度より、地元地区の方々により組織された「鎮西山レンジャーズ」に鎮西山の環境保全業務を委託しています。

また、佐賀東部中核工業団地緩衝緑地の維持管理については、本年度より2年間、本町が維持管理協議会の事務局を務めることになっています。除草や樹木剪定等の業務について発注を進めているところです。

統計業務については、6月1日現在で経済センサス活動調査が実施されました。本調査は、事業所・企業の活動を明らかにすることを目的に5年周期で実施されますが、本町では調査員5名に委嘱を行い、調査を実施しました。調査結果は国において集計され、平成29年5月末日までに速報の公表が予定されています。

##### 2. まち・ひと・しごと創生係

地方創生関係については、県が募集する「佐賀県未来スイッチ交付金」に1件（「子ども米多浮立で地域おこし」）の申請を行い、採択されました。

また、平成27年度に国の採択を受けた地方創生加速化交付金の2つのプロジェクト（「ビッグデータ分析に基づく上峰の「儲かる農業」の育成」、「上峰タウンプロモーション事業～人と地域をむすぶ魅力の発信拠点づくり～」）については、今年度に繰り越して取り組むこととしていますが、現在、業者への委託に向けた準備を進めているところです。

ふるさと納税については、昨年度に引き続き、多くの方々に寄附をいただいています。今後も、本町の施策等のPRや返礼品のラインナップの拡充等に取り組んでまいります。

#### 財 政 課

予算・決算事務では、4月下旬より6月補正予算に伴います各課要求の取りまとめを行い、

5月11日に財政課担当査定、13日に副町長査定、17日に町長査定を行いまして、今議会に上程いたしております。

また、5月からは決算統計に向けて、基礎資料の収集を開始するとともに、各課に特定財源調べの作成について依頼をし、取りまとめを行っているところです。

地方公会計整備事業関係では、平成27年度に固定資産台帳整備委託業務が終了し、この固定資産台帳を活用した、地方公会計の導入に向けて準備を行っているところです。

庁舎管理では、空調設備保守点検業務委託について、4月20日に現場説明会、4月27日に入札会を行い、業務の発注を完了しました。

修繕関係で、地盤沈下によります公用車車庫の乗り入れ口の段差補修を、4月19日に現場説明会、4月27日に発注を行い、補修を完了しております。

また、4月中旬の熊本の地震に伴いまして、庁舎別館の消火栓管路の破損、庁舎高架水槽への揚水ポンプ故障、高架水槽受水センサーの動作不良等が発生し、断水の危険があるため、緊急を要するものについては修繕を行っております。

その他の被害につきましては、現在、被害状況の確認と修繕費用等の精査を行っております。

町有財産等の管理では、4月18日に庁舎南駐車場、切通婦人の家、中の尾団地内調整池、下津毛地区内町有地への除草剤散布を実施しました。

この際に、建設課と協力しまして、町有地と隣接する公有水面に繁茂しておりました、樹木及び雑草の伐採を行いました。

江迎多目的研修集会施設グラウンドについては、4月19日に現場説明会を行いまして、除草・整地等の年間管理委託業務を発注しております。

公用車管理につきましては、4月28日に車輛説明会、5月12日に入札会を行いまして、老朽車輛の入れかえ等で、普通自動車1台、軽自動車2台、軽トラック1台を発注しております。

## 住 民 課

### 1. 住民記録係

4月末現在の人口は9,554人、昨年の同時期と比較しますと51人の増、世帯数では3,484世帯で82世帯の増となっております。

マイナンバー制度関連としましては、町内の4月末時点におけるマイナンバーカード申請件数は544件、カード作成の委託先である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より町に到着しているカード数は516件、交付数は399件、保管数は117件となっております。

マイナンバー制度に伴い、カードの交付事務、転入・転居やその他変更等による通知カード・マイナンバーカードの変更・更新事務等が業務に加わり、業務量は増加の一途をたどっているところですが、遺漏なきよう作業を進め、今後も職員の連携・育成に努め、法令や通

達、先例等に基づく正確かつ迅速な住民サービス向上に心がけてまいります。

## 2. 子育て支援係

新制度に移行した町外幼稚園及び認定こども園に通園する13名の児童に1号支給認定を行っております。

また、保育事業は4月1日現在、ひかり保育園68名、ひよ子保育園かみみね112名、広域保育15園で52名、合計232名に2・3号の支給認定を行い、保育を必要とする児童の入所決定を実施しました。

児童手当につきましては6月1日より1カ月間、年に一度の現況届を実施しております。

子どもの医療費助成事業につきましては、4月1日診療分より助成対象者を高校生まで拡大しました。今後保護者に向けて周知に努めてまいります。

## 3. 環境係

4月3日と4月8日、狂犬病予防法に基づく、狂犬病予防集合注射の実績は、登録犬374頭中152頭の接種でした。前年度集合注射の実績は、登録犬382頭中159頭の接種を行っております。

5月16日、水質保全を図るため、鳥越川、切通川、船石川含め18地点で河川水の水質調査を実施しました。また、5月19日、水質汚濁防止法に基づき工場排水水質検査を6地点で実施しました。調査結果は解析中でございます。

不法投棄の早期発見については、環境美化推進員（区長）の方々の御協力を得ながら看板設置による抑止及び防止に努めております。特に悪質な行為に対しては、警察に通報し対処しております。

鳥栖・三養基西部環境施設組合の後継施設の建設候補地が、鳥栖市に決まり、佐賀県東部ブロック協議会が発足し広域での協議を行っており、平成36年度の稼働を目指しております。

## 健康福祉課

### 1. 健康増進係

特定健診、各種がん検診及び結核健診を4月20日から24日までの間、老人福祉センターおたっしや館で実施し、実人員で443名の方が受診されました。本年度から集団健診については無料とし、住民の健康意識向上のための動機づけを促進していきたい考えです。

平成27年度の特定健診の受診率は平成27年5月時点での対象者1,296名に対し、554名の方が受診され42.7%でした。うち、動機づけ支援の方は52名、積極的支援の方は14名おられ、48名に対し保健指導を実施しました。

今後も、より多くの方が受診できるように引き続き啓発に努め、受診率の向上を図ってまいります。

### 2. 保険年金係

平成28年度国民健康保険被保険者証更新を3月に実施し、1,086世帯（前年度1,093世帯）

に交付を行いました。

医療費給付適正化対策として、専門業者に委託し毎月レセプト点検を実施し、資格、診療内容の精査を実施しています。また、被保険者の給付費抑制意識を喚起すべく、医療費通知を年3回及びジェネリック医薬品差額通知を年4回発送いたします。第1回目のジェネリック医薬品差額通知は4月に139通を発送しております。

また、平成30年度から実施される国保広域化については、佐賀県、国民健康保険団体連合会及び県下市町による検討会が適宜実施されており、その対応について協議を行っています。今後、広域化に向けたシステム構築、事務フローの確立が検討されていくこととなります。

国民年金事務については、年金事務所と連携し、窓口及び広報紙を活用した制度の周知に努めています。

### 3. 福祉介護係

生活保護につきましては、平成27年度中における本町への相談件数として11世帯17人であり、うち8世帯13人の方が認定されました。

平成28年度の福祉タクシー券の交付を受給資格者155名に通知し、3月23日から交付を開始しました。5月16日現在45名の方に交付しております。

平成27年度の高齢者に対するあんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう等の施術に対し、1回1千円以内、年間12枚以内の施術券給付を行っています。5月16日現在25名の方に交付しております。

今年度も臨時福祉給付金が実施されます。高齢者向け給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金、臨時福祉給付金の3つがあり、5月9日から高齢者向け給付金の受付を開始しているところです。支給対象者は約800人となります。障害・遺族年金受給者向け給付金及び臨時福祉給付金については、以後システム構築や対象者把握を行い、本年度随時実施していくこととしています。

## 税 務 課

### 1. 課税係

平成28年度の町税当初課税関係では、5月に固定資産税、軽自動車税及び個人住民税特別徴収分の納税通知書を発送しました。

平成28年度当初の課税状況をお知らせします。

固定資産税は、納税義務者が延べ3,704名、調定額は687,417千円（前年当初比5,040千円の増）となっています。平成27年中の新增築家屋分が増加の主な要因です。

軽自動車税は、延べ4,502台に対し、調定額が28,267千円（前年当初比3,772千円の増）となっています。登録台数は減少したものの、税率の抜本改正の影響で調定額は大幅に増加しました。

個人住民税の特別徴収分は、1,336事業所（対象者2,935名）に対し、総額251,966千円

(前年当初比5,351千円の増)を通知しました。

5月末現在、個人住民税の普通徴収分及び国民健康保険税について、納税通知書の発送準備中です。

## 2. 収納係

平成27年度町税について、4月末現在の徴収状況をお知らせします。

一般町税の現年度分収納状況につきましては、現年度分で1,364,342千円を収納し、徴収率99.0%（前年同期98.9%）で、0.1%の増という状況です。

滞納繰越分は、3月末確定値で、8,661千円を収納、徴収率18.1%（前年実績22.7%）で、4.6%の減となっています。

現年分、滞納繰越分を合わせた27年度一般町税の徴収率は、96.3%（前年同期96.4%）で、0.1%の減という状況です。

また、国民健康保険税につきましては、現年度分167,718千円を収納し、徴収率92.9%（前年同期93.0%）で、0.1%の減。

滞納繰越分は、3月末確定値で、7,049千円を収納、徴収率15.4%（前年実績18.0%）で、2.6%の減となっています。

現年分、滞納繰越分を合せた27年度国民健康保険税の徴収率は、77.2%（前年同期77.9%）で、0.7%の減という状況です。

平成28年度は佐賀県滞納整理推進機構に町職員1名を派遣しています。派遣職員が担当する滞納案件への収納支援や共同で実施する収納率向上のための取り組みなど機構との連携強化に努めます。

今年度も、課税客体的確な捕捉による適正な課税と、あわせて収納率の向上に努めてまいります。

## 建設課

### 1. 建設係

まず県道関係ですが、県道坊所・城島線では、請願事項の八枚～江越間の地盤改良工事については、今年度より八枚地区より実施されております。また、町民センターから加茂の交差点までの歩道整備については、既に調査、測量も済み済みであり地元関係者の計画同意も取れていますので、整備に向けた準備を進められております。

次に県道神埼・北茂安線については、現在九丁分地区切通川東側の道路に係る水路のボックス工事も進み、今年度九丁分区域の舗装工事が予定されています。中村地区までの区間についても、現在整備中の水路工事施工後は道路拡張工事に移ります。

今後は、事業の進捗を図るため県土木事務所との調整等を行ってまいります。

町道関係では、中村地区及び寺家二地区等の舗装補修工事、さらに町道の維持管理業務及び町道雑草等伐採業務を発注しました。また、道路側溝関係は、今年度工事予定箇所の設計



業務に取りかかっており、随時工事発注する計画であります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金による継続事業の町道前牟田南北線の一部の道路工事については、内示に伴う交付申請の手続を行っております。

社会資本整備関係では今年度は17橋の橋梁点検の実施を予定しており、現在佐賀県道路メンテナンス会議方針に沿って、一括発注の方向で調整を進めております。

## 2. 管理係

町営住宅関係では、町営住宅の空き部屋への熊本震災で被災された方々の受け入れを可能とするため、町営住宅目的外使用取扱い要領の策定を行い、受け入れ体制を整備するとともに、5月に西峰団地内の樹木の伐採作業を実施いたしました。

農業集落排水事業関係では、東前牟田地区の住宅開発地において、真空ユニット設置関係の管路工事を4月に発注しました。

今後とも、住民生活の根幹となる污水处理につきましては、完成した坊所処理区の機能強化増設分も含め、施設の適正な維持管理に努めてまいります。

## 産 業 課

鎮西山の桜並木に3月19日から4月10日までまちづくり実行委員会にて、ちょうちんを設置し、ライトアップを行いました。今年度は、さが段階チャレンジ交付金を利用して、LEDのスポットライトを購入し、鎮西山さくらコンサートと銘打った催しを行い、例年より一層、鮮やかな夜桜を町民の皆様に楽しんでいただきました。

平成28年度の米の生産数量目標が、本町には1,425トンと提示されたのを受けて、JA各生産組合に目標数量を配分し、営農計画書により取りまとめ7月には現地作付確認を行ってまいります。

また、転作率は38.45%となっています。

西峰地区にあります「ふれあい農園」では、今年度も耕作者の募集を行いました。29区画のうち、27区画と契約に至っており残りの区画についても、随時受け付けを行います。契約者には、この農園で土に触れ、野菜や花づくりを楽しみながら収穫の喜びを味わっていただければと思います。

多面的機能支払交付金事業については、昨年度から日本型直接支払制度となり、農業者のみで構成される組織でも取り組むことができる農地維持支払が16地区で、また、地域住民を含む組織で取り組む資源向上支払の共同活動が15地区で取り組まれています。この活動では、農用地、水路、農道等の資源を対象とする保全管理や景観形成などの農村環境保全活動などが実施されています。また、資源向上支払の長寿命化活動は、6地区で施設長寿命化のための活動計画が策定されており、町も支援を行ってまいります。

## 教 育 課

小・中学校で、4月8日にそれぞれ入学式を挙行いたしました。議員、区長初め多くの御

来賓の皆様にご臨席賜り盛大に挙行できましたことに厚く御礼申し上げます。

新1年生（小学校106名、中学校91名）の児童生徒が入学して2カ月が経過いたしました。その間小学校では、春の行事である「1年生を迎える会・春の遠足」が実施されました。中学校では、1年生の北山宿泊訓練、2年生の波戸岬宿泊訓練、3年生の関西修学旅行が計画どおり実施され、事故もなく無事終了することができました。

今年度新設の上峰町小学校入学祝金については、該当者104名全員から申請があり、入学者一人当たり20千円を給付しました。

放課後児童クラブでは、1年生42人、2年生19人、3年生24人、4年生10人の計95人の児童を受け入れています。引き続き子育て家庭を支援してまいります。

小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置するため、上峰町立学校外国語指導助手業務を委託契約しました。外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上及び国際感覚の養成を図ります。

小・中学校へICT推進員を配置するため、上峰町立学校ICT利活用教育等推進業務を委託契約しました。ICT機器を利活用した教育業務全般に関し、職員及び児童生徒へのサポート体制を構築し、小・中学校におけるICT利活用教育等を推進します。

上峰小学校に併設した旧学校給食センターを改修し、上峰小学校給食室として自校式による学校給食を再開しました。県より栄養教諭を配置いただき、町の嘱託栄養士と2名体制で学校給食の献立づくり、調理指導、衛生管理、アレルギー対応に当たり、安全安心の確保に取り組んでいます。

また、上峰町学校給食調理等業務を委託契約し、おいしい給食を提供していただくとともに、異物混入対策として食材納入業者との検品確認、調理工程ごとの目視確認、配膳から児童生徒へ渡すまで各所において確認を行い、教育委員会・業者・学校が一丸となって異物混入防止に取り組んでいます。

## **生涯学習課**

### 1. 生涯学習係

町民センターホールについて利用者の利便性を図るために、6カ月前より行っていた使用許可申請書の受け付けを、今年度より12カ月前から行えるようにいたしました。

5月12日ふれ愛・粋いきセミナー、女性セミナーの合同開講式を町民センターホールで開催いたしました。記念講演では、佐賀城本丸歴史館副館長で上峰町在住の古川英文氏に「佐賀の偉人伝」特に島義勇（しまよしたけ）について詳しく御講義いただきました。今年もさまざまな学びの機会を提供し、多くの住民の方々に参加していただきたいと思っております。

5月11日上峰町子どもクラブ育成協議会により、今年度から開催される第1回子どもクラブドッジビー大会の参加18チームによる抽選会とルール講習会を行いました。講習会では、各地区子どもクラブの皆様から熱心な質問があり、詳しい説明を行うことができました。本

大会は、5月29日に上峰中学校体育館及び上峰町体育センターで開催され、8月に小城市で開催されます佐賀県大会への出場権をかけ、子供たちの熱い戦いが繰り広げられました。

## 2. 生涯スポーツ係

4月17日予定しておりました恒例の町民体力づくり歩こう大会は、4月16日午前1時25分ごろ発生した熊本地震発生に伴い、鎮西山の地滑りの危険性が考えられ、町民の安全安心の確保のため中止とさせていただきます。開催までに御協力いただきました分館関係各位、駐車場を整備していただきました地元企業の皆様に感謝申し上げます。

5月13日ニュースポーツ講習会を上峰町体育センターで開催しました。参加者数は分館長、スポーツ推進指導員など53人でした。種目は、アジャタ、いごてだまで、参加者に実技指導を行いました。また、展示として、アトラック、わなげ、シャフルボード、カローリングを紹介し、参加者にも体験していただきました。今後、老若男女問わず天候に左右されない競技として推進していきたいと思っております。

## 文化課

文化財関係では、まず、例年国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、これまでに12件の開発行為の届け出等があり、うち6件について埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

上坊所地区の認定こども園建設に伴う坊所城跡発掘調査受託事業につきましては、園舎建設部分を中心に約1,600平米について本調査の早期実施に向け事業主体者と調整を図っております。

次に、八藤遺跡の太古木文化財保存地区の土地公有化につきましては、本年度も国庫補助事業の適用を受け、平成27年度に引き続き事業を実施し、5,233平米（2筆、地権者2名）の土地を公有化する予定です。4月28日に第1回説明会を行い土地売買について承諾をいただき、5月10日付で土地売買仮契約を締結しました。この土地売買契約に関しましては、今議会に財産の取得について議会の議決を求める議案を上程しております。

また、県のさが未来スイッチ交付金事業に、「子ども米多浮立」の拡充、案内説明モニュメントの設置等について事業申請を行い、採択されました。この交付金関連予算につきましても今議会に補正予算として計上しております。

図書館関係では、4月23日の「子ども読書の日」から5月12日までの「こども読書週間」に合わせて、4月25日に「おたのしみおはなし会」を開催し、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、工作などを行い、子供25名、大人5名が参加され、楽しいひとときを過ごされました。また、5月7日・8日には「子ども図書館員体験」教室を開催し、小学生26名が参加し、貸し出し返却業務、図書の受け入れ、補修作業などふだん図書館職員が行っている業務を体験し、「楽しかった」、「おもしろかった」との声をいただきました。5月下旬には小・中学校を通して、新1年生及び4月期の転入生とその家族に対し、図書館利用者登録の勧誘

チラシを配布しました。図書館では、今後も機会を捉えて、利用者数の拡大を目指してまいります。

熊本地震による本町の国、県、町の指定文化財等への被害は幸いにも確認されませんでした。が、ふるさと学館2階の郷土資料館展示室の空調や照明設備の一部に被害があり、現在閉館中となっております。被害復旧にかかる修繕料を今補正予算に計上しておりますので、復旧次第、古い農機具等の展示を再開してまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（碓 勝征君）

これで町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（碓 勝征君）

日程第4. 諸般の報告。

平成27年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告をお願いします。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうからは、平成27年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告をさせていただきます。

計算書のほうはお手元のほうに配付をさせていただいているかと思っておりますので、御準備をお願いいたします。

この件につきましては、さきの3月定例会及び臨時会のほうで御承認をいただきました地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金事業、個人番号カード交付事業、子どものための教育保育事業、施設園芸等被害対策事業、以上5つの事業を活用するという繰越明許費のほうでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして御報告をいたします。

それでは、計算書のほうを読み上げまして、説明とさせていただきたいと思っておりますので、計算書のほうを御準備ください。

平成27年度上峰町一般会計繰越明許費繰越計算書。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、事業名、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、翌年度繰越額25,860千円、国庫支出金5,750千円、一般財源20,110千円。

下に移りまして、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、事業名、地方創生加速化交付金事業、翌年度繰越額83,000千円、国庫支出金80,000千円、一般財源3,000千円。

次に、款の2. 総務費、項の3. 戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード交付事業、翌年度繰越額2,085千円、国庫支出金2,010千円、一般財源75千円。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、事業名、子どものための教育保育事業、翌年度繰越額1,026千円、国庫支出金513千円、一般財源513千円。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、事業名、施設園芸等被害対策事業、翌年度繰越額5,007千円、国庫支出金3,972千円、一般財源1,035千円。

合計、翌年度繰越額116,978千円、国庫支出金92,245千円、一般財源24,733千円。

以上をもちまして、一般会計繰越明許費についての報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（碓 勝征君）

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（碓 勝征君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案の提案をさせていただきます。

---

議案第27号

専決処分の承認を求めることについて（上峰町固定資産  
評価審査委員会条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月3日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて  
（上峰町税条例等の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月3日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第29号

専決処分の承認を求めることについて  
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成28年6月3日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第30号

上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令186号）及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年度内閣府令第29号）の施行に伴い、利用者負担額の軽減措置等がいち早く対応できるようにするために改正するものです。

平成28年6月3日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

---

#### 議案第31号

平成28年度上峰町一般会計補正予算（第1号）

平成28年度上峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,582,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月3日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。  
続きまして、

---

議案第32号

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,052,272千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年6月3日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。  
続きまして、

---

議案第33号

平成28年度天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林』

文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約の締結について

平成28年度天然記念物『八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林』文化財保存地区土地公有化事業に伴う土地売買契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月3日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

---

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

以上、7議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

ただいま町長より……（「議長、緊急動議を要求いたします」と呼ぶ者あり）

**○7番（吉富 隆君）**

理由といたしましては、ただいま町長より議案一括上程がなされました。その議事進行に入る前に上峰町議会議長としての見解をお願いしたい。理由、上峰町議会本議会中に、議員が議員に質問ができるかどうか、議長の見解を求めます。

2点目に、皆さん御案内のように、上峰町議会においては、基本条例、政治倫理条例が制定をされております。この条例を破っていいのかどうか。

それから、毎年でございますが、5月31日までに納税証明書を議長に提出することになっております。この条例を破っていいのかどうか。

それから、我々議会としては、納税を町民にきちっと納めていますよという報告は6月議会終了後、議会だより載ります。その中で、この納税証明書、偽装まがりがあります。議長として、そういったことがどうなのか、議長としての見解を求めます。よろしく願いをしたい。（「賛成」と呼ぶ者あり）

**○議長（碓 勝征君）**

ただいま7番吉富隆議員より3つの私に対する質問と申しますか、問い合わせがあつております。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしまいたいと思えますけれども、皆さんの御意見……（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

**○7番（吉富 隆君）**

暫時休憩よりも、この本議会で議長の見解を求めておりますので、議長の見解を求めたい。

なぜならば、議事進行に大きく影響する可能性があります。行政に迷惑をかけることはできないと僕は思っていますので、ぜひともこの本議会で議長の見解をお願いしたいというのが動議の趣旨でございますので、お願いをしたい。

**○町長（武廣勇平君）**

私としましては、この提案した議案についての、これから皆様方から諸般の一般質問等を受けながら、議案審議を行い、提案した議案についての賛否を問うのが、この議会の開催趣旨であると思えます。

先ほど吉富議員からの御指摘が議事進行に影響を受けるかどうかも含めて、一時、議会の議長に対する説明を求める話であるようでございますので、この議案の進行と、先ほどの質問のかかわりを議会の中で協議をしていただきたいと思いますと思っております。

よって、私のほうから休憩を求めたいと思えますが、よろしいでしょうか。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

**○7番（吉富 隆君）**

私は行政に迷惑がかかってはいけないという判断でございまして、1回上程された案件に



ついでにどうのこうのというのは一切ございません。上峰町議会の議長としての見解をお尋ねしておりますので、何ら問題はなかと私は思っています。

単純に考えてみてください。本議会中に議員が議員に質問していいですか、議長の見解を求めていますから、できるかできないか、簡単な質問ですよ——ですね。だから、もう町長さんがいろいろ言うところではないと僕は思っています。

**○町長（武廣勇平君）**

この議会は私が招集をお願いしております。この議案についての議案審議、また、討論、採決をいただく予定で臨んでおります。ただいま言われましたように、議場で議員の皆様方が議長に質問されたり、議員に質問していいかの問い合わせをまさに今、議員がやられているわけでありまして、この議案と、提案している議案と、今の御質問がどのようなかかわりがあるかについて、私もちょっと定かにわかりませんので、ぜひ御協議いただいて、この議案と議案審議について影響を大きく与えるものであるというなら、御説明をいただきたいがために、ちょっと休憩を求めさせていただいているところです。（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

**○7番（吉富 隆君）**

ただいま町長が言われることも理解せんわけでもない。私は上峰町議会の議長として、どうなのという質問ですから、何ら案件に対して理由はございませんということでございます。議長がさっと答えれば議事進行はできますので。

今までもいろいろな問題がなければ、こういう質問をする必要ないと僕は思っています。今までにこの本議会中にこういったことがあってきていますので、もし議長が、ああ、議員が議員に質問していいよということであれば、これは今の案件等々についても、中身についてじゃございませんが、流れる的に出てまいりますので、行政に迷惑をかけないようにと思って、議事進行の前にお問い合わせをされているわけですから、御理解を町長いただきたいというふうに思います。

**○町長（武廣勇平君）**

よくわからないんですけども、以前から、ここ以前の議会でここが全員協議会に切りかえたときのお話をされているようでございます。（「そういうことじゃない」と呼ぶ者あり）

要するに議員が議員に本議会中に質問してよいかという趣旨で、事案として私が思いつくのは、その当時、全員協議会に切りかえたときの議員さんが議員さんに質問されている、まさに全員協議会の場に切りかえんさったという中で、そういう事態が置きました。そのことについての説明を、この本議会中に、まさに議員が議長に質問を求めるということを全く同じような取り扱い方になるんじゃないかと。よって、この提案している議案についてかかわりがあると言うならば、どのようなかかわりがあるか、御説明、またはコンセンサスを議会

のほうでつくっていただくために、議員さん方が（「つくってますよ」と呼ぶ者あり）全員協議会に移されて協議されたがいいんじゃないかなと、議事進行を妨げたくないとおっしゃるのであれば、そういうふうにしていただきたいというふうに思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

町長さん誤解されているようでございます。平成27年度の7月24日の臨時議会は、本議会中に全員協議会に切りかえることはできません。また、そのときあっておりません。

だから、本当に、私は議長にこういった動議をかけて質問するというのはいかがなものかと僕も思いますよ。僕はできないと思っていますから。しかし、今までできていますので、議長の見解をお尋ねしているだけでございますので、御理解をいただきたい。（「議長」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

今、いろいろやり取りがあっておりますけれども、やはりこれはもう少し議員間での話もせんといかん部分もありますから、休憩をお願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

休憩動議が出ました。お諮りします。今の8番の休憩について、賛成者はいませんか。

ただいま大川隆城君から暫時休憩するとの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成がありましたので、成立しました。

休憩の動議を議題として採決をしたいと思います。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり、決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（碓 勝征君）

起立少数でございます。したがって、否決されましたので、会議を続けます。

7番議員から御質問の件でございますけれども、この件につきましては、吉富隆議員の3項目につきましては、昨年からの引き続きの案件というふうに思っております。これにつきましては、昨年の9月11日に基本的にこういうやつを含めまして、決着をしておるというふうに私は理解をしておりますので、そういうふうに御理解をいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○7番（吉富 隆君）

勝手に解決したという話はないと思っています。ただ単に単純に考えてみてください。議長の見解ですから、議員が議員に質問していいですかと。できないと言えば、それで終わりじゃないですか。いいと言えば、それで終わりますので。ね、そうですね。

だから、議長としての見解をお尋ねですから、それさえできないんですか。できるでしょ

うもん。今後あっちゃいけないことを議長としてしっかり議事進行を進めていく判断をしていただきたいゆえにお願いをしているわけですから。今までの流れ、全協といろいろな問題のことを私はお尋ねしているわけじゃない。上峰町議会の議長としてどうですか、見解をお願いしますということでございますので。そうでしょう。

**○議長（碓 勝征君）**

もちろん、この議会中に議員同士のやりとりはできないと思います。申し上げたとおり、昨年の関係につきましては、切りかわった状態、全協に切りかわったということでのやりとりですので、通常は、もちろん、議員間のやりとりは定例会中はできないというふうに思います。

**○7番（吉富 隆君）**

今、議員から議員に本議会中はできないということで私も理解をいたしました。

それから、2点目の問題につきましてでございますが、条例を破っていいのかどうかということなんです。僕はできないと思っています。

それと、平成27年7月24日の臨時議会、これですね、本議会中に簡単に全協に切りかえるということはできないんですよ。議会には流れがあるじゃないですか。そこで休憩なりして、議運を開いていただいて、全協という形しかとれないはずなんです。そうでしょう。それを議長として今後、どうお考えなのか、議長の見解をお尋ねしているんですから。単純な質問だと思います。

町長申されるように、本来、質問等、僕はできないと思うんですよ、本議会中にできないと思っています。しかしながら、今までの経緯があつていますので、これから先、きちっとした形を議長としてとっていただきたいというのが趣旨でございますので、御理解をいただきたい。

**○町長（武廣勇平君）**

私が今ここで手を挙げて質問していいのか、ちょっとわからないんですけども、動議がかかって、この議案と関係あるかどうかをお尋ねして、私は先ほど言いました。もし関係するとすれば、前の議会において、時の大川議長だったと思いますが、碓議長だったか、ちょっと定かに記憶しておりませんが、そのときに全員協議会に切りかわった後に、議員の皆様方同士でやりとりをされたという経緯があつたと認識しております。

今後そのようなことがないよというような動議を今かけられたものだと思いますけれども、それについては、何か議会の中で、いろいろ意見があると認識しておりますので、ぜひこの場で議事進行を妨げずにコンセンサスをつくっていただく機会をつくっていただければというふうに思っておるところでございますので。このままだと、これはちょっと進みませんよ。だから、そういう機会をぜひつくっていただきたいと思います。

吉富議員のお尋ねに答えるためにも、この議事進行がうまく運ぶためにも、そのようにし

たがいいんじゃないかなと私が申し上げていいのかわかりませんが、そのように考えています。

#### ○7番（吉富 隆君）

まさしく町長が言われるとおりで僕は思っていますし、議案についてどうのこうのということではございません。簡単に議長の見解でございますので、議長が見解を述べていただければ、結構なことでございますし、述べられないということであれば、今、提案された問題の前にこういう問題が発覚しますので、行政に迷惑がかかるという、それを避けるために、今議長の見解を1点目のようにできませんよと言え、それで終わるじゃないですか。条例破るぎでけんよと言うぎ、それで終わりますので、その辺を町長御理解いただきたい。議案と全然関係ない。

大変議事進行の妨げになっているようでございますが、もっと深く考えていただければ、今後の6月定例会、9月定例会、12月とございますので、そういった中での問題も波及する可能性が大でございますので。私はこれが議会だと思っています。提案されたら順序よく進む、一番いいことであります。しかし、問題はありますよ。こういう議会であってはならないと僕は思っていますから。やはり本議会中になれば、議長の権限というのが大きくありますので、議長の見解をお尋ねしているんですから、議長ができないよと言え、終わることでございますので、こんな時間をかける必要もないであろうと思っています。

#### ○町長（武廣勇平君）

ここでまた発言してよいのかわかりませんが、やはりこの議会の運営に関しては、私も先輩の吉富議員ほどの経験はありませんけれども、7年間務める間でいろんなことがありました。

例えば、先ほどの議員間のやりとりが急に始まったこともありました。怒号が飛び交うときもありました。傍聴席と議員の皆さんがやりとりされることもありました。あるいは運営委員会については、会議規則とか、その地方自治法にのっとらずに百条委員会、あるいは証人喚問、ルールにのっとらずにやられた議会もございました。

でも、その都度感じるの、そのたびごとに、やっぱり求められているのは、なるべくみんなで話し合っって議会運営をよくしていこうということだと思います。運営の方法も、みんなでコンセンサスをつくって善処しなさいというのが、その定め趣旨だと思いますから、ぜひそういう場をつくられて、ここで、議会の運営についてのルール化をこの場で短時間で解決するということは、これまでの皆様方の議論を聞いていけば難しいんじゃないかなと思うがゆえに別の機会をちゃんと設けられて、この提案している議題と議事進行については、ぜひ通常どおり進めていただければなというふうに思っております。

#### ○7番（吉富 隆君）

町長が申されるとおりで思っております。そのとおりになるように議長の見解をお尋ね

しているところでございますので、議長がこれはだめですよ、いいですよと、イエスかノーか判断されればすぐ終わることです。ぜひとも今までの苦い経験を町長述べられましたけれども、そういうことがあっちゃいけないんで、議長の見解をお尋ねしておるところです。

町長さんがいろいろ言うことじゃなくて、議員の皆さんがこれに対して発言すればいいじゃないですか。執行部に迷惑かからんように早急に解決したい。もう単純な質問ですから、議長の見解ですから。恐らく議員の皆さんも発言できないと思います。議長ができないよと言えば、それで終わり。いいですよ——終わりますよ。

町長が言われるように、暫時休憩して議論するのもいいですけども、時間が長くなり過ぎるのではないかと懸念をいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

この件につきましては、再三、過去話し合いをやってきました経緯がございます。御承知のとおり、双方の議論をしっかりとやり、5月11日で決着をしておると、今御指摘のあった3項目を含めて決着しておるといふうに私は理解しておりますので、吉富議員の質問事項に対しての、前段でこのことは議論は私は済んでおるといふうに理解をしておるものから、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。（「議長」と呼ぶ者あり）

#### ○7番（吉富 隆君）

議長が単独で解決したとか、どうのこうのをお尋ねしているんじゃないじゃないですか。議長の今後の問題として、議長の見解をお尋ねしているんですから。（「議長」と呼ぶ者あり）

#### ○町長（武廣勇平君）

私が先ほどから申し上げている、この議案とその見解の話がどのように結びつくか御説明いただく機会をつくっていただきたいと、議会として。この提案している今招集の補正を行う6月議会の議案と、その議長の御見解——もう議長の御見解で決まるものなのか、議会全員の総意で決まるものなのか、ちょっと私にはわかりませんが、その話と、この議案がどのように関連するかをまずしっかり皆様方で説明していただかない限りは、ここにきょう傍聴にも来られていますマスコミの皆さんもいらっしゃいます。町民の皆様方がこれを見られています。そういう環境にある中で、議会の運営として、ちょっと私も理解に苦しむところがありますので、提案されている議事進行と、今言われました動議の内容がどのようにかわりがあるか、ちょっと御説明いただきたいなと思いますけれども。（「議長」と呼ぶ者あり）

#### ○7番（吉富 隆君）

町長が言われると、ちょっと筋道が違うと思っています、僕は。議案には全然関係ないと思います。ただ、時間をとっていることに対しては、行政の方に申しわけないなという気持

ちでおりますので。

ただ、条例を破っていいのかどうか、納税証明書を偽装まがりなことをやっていいのかどうか、議長としての見解をお尋ねしているわけですから、単純な質問だと思っています。できないと言われればできない、いいと言えばそれで終わりますので、案件との問題は全然関係ないと思っています。内容も目を通しておりますので、質問項目はその時点でやらせていただきますが、そういった議事進行に入る前にこれをきちっとした議長の見解を聞く必要があると僕は思っていますので、議長さんがこうですよと言われれば、全然問題ない質問ですからですね。僕はそう思っています。

1点目、回答されました、できないよと。2点目、簡単じゃないですか。

○議長（碓 勝征君）

私たちお互いに、当然町の法律でございますので、条例はやっぱり遵守すべきというふう  
に判断します。（「議長」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

私もそのとおりでと思っています。簡単にできないということでございますので、僕は理解を  
しました。今後もそのことで議長職として邁進をしていただければということで、私の  
動議質問については終わらせていただきます。

以上でございます。（「議長」「議長」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

私も浅学非才のために議会運営についての見識がございませんので、私がこの議会に臨む  
前の議会の進め方についての時間をとらせていただきたい。私がここで発言することが是か  
非かもわかりません。正直申し上げて勉強不足だと思います。それについて、ちょっと上部  
団体にも確認して、この議会に臨みたいと思いましたので、休憩を求めます。

○議長（碓 勝征君）

ただいま町長のほうから進言ございました。ここでちょっと休憩をしたいと思えますけれ  
ども、皆さんよございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

お諮りいたします。吉富議員のほうからの質問等々で私も答弁をいたしましたけれども、

私なりに調査をする必要があるということにいたしましたので、本日の会期はこれで延会したいと思いますので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

これをもって延会といたします。本日はどうも御苦労さまでございました。終わります。

午後 1 時 31 分 延会